

令和4年 第29回厚沢部町農業委員会総会議事録									
招集年月日	令和4年11月16日								
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室								
会議の日時	開 会	令和4年11月24日 午後 1時30分							
	閉 会	令和4年11月24日 午後 2時30分							
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者14名 欠席者0名								
出席委員	職 名	氏 名		職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	1番 会長	外 崎 明		7番 委員	奈 良 和 人		13番 委員	佐 藤 貴 彦	
	2番 委員	小野寺 孔		8番 委員	未 口 幸 弘		14番 委員	千川部 和一 宏	
	3番 委員	西 口 智 章		9番 委員	佐 藤 龍 也				
	4番 委員	佐 藤 美 登 子		10番 委員	由 利 昭 人				
	5番 委員	木 村 卓 也		11番 委員	齋 藤 和 博				
	6番 委員	前 田 秀 幸		12番 委員	吉 田 藍				
参 与	事務局長 沼 下 利 広 総務係長 石 井 淳 平 総務係 谷 口 方 基								
議案説明のため出席した者 なし									
令和 年 月 日 上記のとおり、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。									
会 議 録 署名委員	農委会長 5番 _____ 10番 _____ _____								

事務局	全員おそろいですので、これより、第 29 回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	皆さんどうもご苦労様です。農業委員の仲間もコロナウイルス感染症で欠席者が 3 名、公務で不在が 1 名ということで、欠席の多い総会となります。ワクチン接種も 4 回目、5 回目を迎えており、健康には十分に配慮いただいて過ごしていただきたいと思います。今回は議案が 3 件ありますが、来月は今年の実行月となります。早速総会に入りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。 日程第 1、出席者の報告。出席 10 名、欠席 4 名です。4 番佐藤美登子委員、8 番木口幸弘委員、13 番佐藤貴彦委員、14 番下川部和宏委員から欠席届が提出されています。日程第 2、議事録署名委員の指名について、4 番佐藤美登子委員、10 番由利昭人委員の予定でしたが、佐藤美登子委員が欠席のため、代わって 5 番木村卓也委員お願いいたします。 それでは議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、適否について意見を求めます。 1 番 土地の所在は新町〇〇ほか 1 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 145 m²、所有者・申請者ともに赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、転用目的は道路建設のためです。第 28 回総会で許可申請のあった住宅建設にかかわり、建設工事及び完成した住宅に係る道路に供するため、砂利敷等を行い道路を敷設するものです。議案資料の 1 ページから 10 ページに資料を付しており、審査表により整理しております。 当該農地につきましては、住宅、事業所、公共公益施設等が連担している区域であることから、第 3 種農地と判断されます。資力、事業期間、面積、被害防除措置についても適切に確保されていると判断し、許可相当と考えます。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明も担当の木口委員が欠席のため、事務局からお願いします。
事務局	本来は、前回総会で住宅建設と同時に許可申請を受けるべきでしたが、改めて住宅建設に伴う道路敷設について許可申請を行っていただいたところです。この申請が許可次第、住宅の方も着工するというので、現在は住宅建設工事も止めていただいています。
会長	先月の総会で付議された〇〇〇〇さんの住宅建設に伴うものということです。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	ないということなので、申請通り許可してもよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可します。 続いて議案第 2 号農用地利用集積計画による所有権移転について事務局説明をお願いします。

事務局	議案第2号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は南館町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は富里〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇ほか1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は20,298㎡、対価は10aあたり120,000円です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
西口委員	3番。場所は城丘から富里からに抜ける道沿いに位置します。譲渡人の〇〇〇〇さんが離農するという話を聞いています。そのため、〇〇〇〇さんが購入するということで話がまとまったようです。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見がありますか。
佐藤龍委員	倉庫のある下の方は誰が使っていますか。
西口委員	もともと〇〇〇〇さんが使っていたと思います。
佐藤龍委員	〇〇の東側は地境も不明瞭なので誰かが一枚で使っているということはないでしょうか。トラブルが起きることはないでしょうか。
由利委員	地番の範囲はどこまでですか。
事務局	〇〇と〇〇に赤く囲ったところが筆の範囲です。
佐藤龍委員	その東側を使っている人が一体で耕作しているようなことはないのでしょうか。
木村委員	5番。〇〇と隣接する東側の農地の境はわかるようになっているので、トラブルにはならないと考えます。
佐藤龍委員	わかりました。
木村委員	航空写真が古いかもしれませんが、航空写真からも植えている作物が異なっている様子がわかります。
事務局	航空写真は2019年撮影です。
西口委員	ほかに質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可します。
	続いて議案第3号農用地利用集積計画による所有権移転についてですが、1番に佐藤龍也委員の関係する案件がありますので、退席をお願いします。 (佐藤龍也委員退席) 事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号 下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、

	適否について意見を求めます。 1 番 譲受人は新栄〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉〇〇ほか3筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は70,856㎡、契約期間は令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間、対価は10aあたり5,000円、新規の案件です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
奈良委員	7番。〇〇〇〇さんが種子馬鈴薯を作付けしており、今、〇〇〇〇さんは小麦、種芋、えん麦ということで畑が回らなくなっているそうです。〇〇〇〇さんの圃場に行く途中にこの農地があることから、〇〇〇〇さん引き受けてもらえないかと相談して合意しました。
会長	輪作体系が回らないので作付けしてもらっているということですか。
奈良委員	そのとおりです。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見がありますか。
委員	ありません。
会長	それでは申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可します。 （佐藤龍也委員着席） それでは2番の説明をお願いします。
事務局	2 番 譲受人は富栄〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は富栄〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は富栄〇〇ほか1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は5,552㎡、契約期間は令和5年3月26日から令和8年3月25日までの3年間、対価は10aあたり12,000円、更新の案件です。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見がありますか。
委員	ありません。
会長	それでは申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可します。 以上で予定の議案は終了です。ほかにありますか。
事務局	次回総会日程についてお諮りします。 事務局からは12月22日（木）、23日（金）を提案します。
会長	委員からは23日は都合が悪いという意見があることと、町長のスケジュールを合わせる必要があるので、21日か22日で町長スケジュールを確認して調整してください。

事務局	農地相談が一件ありましたのでご相談します。
事務局	字鵜の〇〇〇〇さんからのご相談です。 現在、神奈川県に在住の息子と娘夫婦がリターンして就農したいと言っている。どちらも年明けに戻ってきたいと言っている。自分も高齢なのでそろそろ農地を手じまいしていこうかと考えていたが、二人も帰ってくると農地が足りない。とりあえず 6ha ほどの農地を探している。希望は畑地。また、新規就農に関する支援制度などについても知りたいとのことでした。 農業委員会では次のように回答しています。 (1) 今すぐに紹介できる農地はないが、次回総会で情報提供させていただき、適切な農地があればあっせんできるようにしたい。 (2) 後継就農者として認められるためには、最低でも 1 年程度の研修期間が必要となる。また、新規就農扱いとすることは難しいと考えられ、その場合、支援の選択肢は狭くなる。 (3) 当面の生活費を確保しながら就農する場合、活性化センターの研修生として勤務しながら農業の経験を積んでいくことが考えられる。ただし、研修生の定員は毎年 1 人なので、同時に対応するのは難しい。 以上のような相談がありました。
会長	〇〇〇〇さんはどのくらいの農地を持っているのですか。
事務局	今手元に資料がないのでわかりません (126, 122 m ² 後日調べ)。
会長	現在もあまり農地の利用が進んでいないように思いますが、そのうえ 6 ha 欲しいということなののでしょうか。
吉田委員	なぜ、6 ha という数字なのですか。
事務局	それはわかりません。
吉田委員	西鵜の農地なども利用頻度が低いようです。
小野寺委員	荒廃農地にするわけではなく、数年後には作付けしているようです。
吉田委員	地力回復しているということでしょうか。
小野寺委員	そのような使い方をしています。
木村委員	就農希望している方は結婚されているのですか。
事務局	結婚する相手がいると聞いています。
木村委員	夫婦ではないということですか。
事務局	就農するときは二人で就農することを希望しているようです。
木村委員	それで、3 人ということですか。 3 人で就農してどなたが後継者になるのでしょうか。
事務局	そうした経営のイメージも固まっていないように思いました。
吉田委員	支援制度だけを元手にする予定なら難しいと思います。

奈良委員	娘さんは知っていますが、農家の手伝いはよくやっています。繁忙期になれば帰ってきて作業をしています。
佐藤龍委員	今持っている農地をフルに使いつつ、足りない分を欲しいということなのでしょう。
奈良委員	それなしで6ha欲しいというのなら難しいでしょう。
会長	今は良い農地は余ることがないので、6haもの農地を紹介できるかどうかわかりません。
吉田委員	まず、自分の農地をフルに利用していただいて、それで足りない分を補うような農地の取得が良いと思います。
由利委員	就農支援制度は新規就農でなければならないのですか。
事務局	町が給付する50万円は新規就農でなくても受給可能です。
木村委員	後継者が二人いる場合はどうなりますか。
事務局	一つの経営体に後継者が二人ということにはならないので、後継就農なら経営体ごとに一人、一回の給付となります。
由利委員	新規就農する場合とは異なるということですね。
事務局	その通りです。後継就農と新規就農ではリスクが異なるので、支援制度の受給資格も制限を設けていると考えられます。
前田委員	3人帰ってくるとして、夫婦の方を別世帯にして、息子さんを新規就農扱いにすることはできないのですか。
事務局	それは可能です。その場合、今までの新規就農のように3年程度の研修期間を経て就農することとなります。農地も別途探さなければなりません。
前田委員	農地も悪いところを集めれば6haくらいは何とかなるかもしれませんが、一団の農地で6haは難しいでしょう。
会長	紹介できる土地があれば教えてほしいということです。
事務局	続いて、いくつか農業委員向けの研修案内がありますのでお知らせします。 全てオンラインによる研修会です。 1月19日（木）13時30分から16時00分、女性農業委員等活動強化研修会。 1月20日（金）13時30分から16時00分、全道農業者年金研究会。 1月31日（火）13時30分から16時00分、市町村農業委員会活動強化研修会 研修受講の方法としましては、役場会議室などに集まってお聞きしたいと考えています。正式な出欠報告は12月に入ってから改めてご案内しますのでよろしくお願いいたします。
会長	1月20日の農業者年金研究会の後に総会開催してはどうですか。
事務局	時期としては少し早いですが、可能かと思います。13時30分からオンライン研修会

会長	を視聴し、終了後 16 時 30 分ごろから総会を開会すればよいと思います。
事務局	では、研修会を 1 月総会と同日とすることで検討してください。
会長	続いて、農業委員研修の日程についてお諮りします。場所は昨年候補に挙げていた福岡・熊本近辺で検討しています。 土地改良区の全国大会で沖縄に行ったのだが、沖縄もよいと思った。沖縄は川にダムを造るのではなく、地下水を貯めてダムにしますので、それを見学するのは良いと思う。 視察先については広報委員で検討して決めてもらうことにしたいと思います。 他になれば第 29 回農業委員会総会を閉会します。 ～了～